

搬入制限 3月3日～7日

可燃ごみ直接搬入制限

可燃ごみ供給クレーン破損の恐れによる緊急補修工事のため、下記期間中ごみ焼却施設を停止します。期間中は、可燃ごみの焼却ができず、ごみピットがいっぱいになることが想定されるため、可燃ごみの直接搬入を一時制限いたします。

住民・事業者の皆さんには、可燃ごみの直接搬入を可能な限りお控えいただきますようご理解・ご協力をお願いします。

■直接搬入を制限するごみ種

可燃ごみ

■搬入制限期間（工事期間）

3月3日月～3月7日金

問伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051

申告会場混雑状況

桑折町申告相談会場の混雑状況は、町ホームページで確認することができます。



申告相談に来庁の際は、ぜひ活用ください。また、例年午前10時ごろまでは非常に混雑し、待ち時間が発生します。できるだけ避けて来場ください。午後2時以降は待たずに案内できることが多いです。

問税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

広報
お知らせ版令和7年
2月19日総合政策課発行
☎ 582-2111 (代)

子宮頸がんワクチンの公費接種について

令和4年度より子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種として、対象者へ個別に厚生労働省からのリーフレットと予診票を送付しています。接種を希望する人が接種機会を逃さないために、令和4年4月から令和7年3月末までに1回でもHPVワクチンを接種された人は、引き続き令和8年年末まで公費で接種することが可能となりました。母子手帳確認の上、接種を行いましょう。

■キャッチアップ接種対象者

- 過去にHPVワクチンの接種を3回完了していない人で、平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子
- 令和4年4月から令和7年3月末までに1回でも接種をされた人は、令和8年3月末まで公費の接種が可能

■接種費用 無料

■医療機関に持参するもの

- 予診票

- マイナンバーカード（健康保険証）、資格確認書
- 母子健康手帳（接種の記録をしますので必ず持参ください。）

■その他

- 桑折町に住所があり、県外の大学などへ進学している人で、県外での接種を希望する人は、償還払い対応可能ですので、ご相談ください。

問健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133



風しんの抗体持っていますか？

風しんは、風しんウイルスによって起こる感染症で、飛沫感染や接触感染によって広まります。子どもは発熱や発疹、首などのリンパ節が腫れ、数日で治ることがほとんどですが、大人が発症すると、高熱・発疹の長期化など重症化することもあります。風しんは自覚症状が少ないため、気づかないうちに多くの人に感染させてしまう可能性もあります。妊娠初期の女性が感染すると生まれてくる赤ちゃんに心疾患や難聴などの障害（先天性風しん症候群）を引き起こすことがあります。

■子ども

定期予防接種は2回。1歳から2歳になるまでの間に1回。就学前の1年間にもう1回

■大人

2024年4月1日時点で45歳～62歳の男性の人には、抗体検査や予防接種を無

料で受けられるクーポン券を配布しています。まだ受けていない人は2月中に医療機関で実施しましょう。

また、妊娠を希望する女性やその配偶者などに対する抗体検査・予防接種の費用も助成しています。

問健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133

スマホに町からの
お知らせが届く

町公式LINE



友だち追加

予約制

マイナンバーカード
休日受付■日時 2月23日日
9:00～12:00■場所 役場1階
税務住民課窓口■内容

- マイナンバーカード申請受付、交付、更新
暗証番号変更、健康保険証紐付けなど

★事前に下記まで
電話で予約をお願いし
ます。※予約がない場合は休日
受付を行いませんので
ご注意ください。問税務住民課住民国保係
☎ 582-2114

マイナンバーカードを使ってみよう！

オンラインで転出届

マイナンバーカードを持っている人は、役場へ来庁することなく、転出の手続きをマイナポータルを通じてオンラインで行うことができます。

■利用できる人

署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードがあり、桑折町から他市区町村へ引越しをする人※本人と同一世帯員の転出手続きができます。

■必要なもの

- 署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- 署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16桁）
- 券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）
- マイナンバーカードに対応したスマートフォンなど

■手続きの流れ

- スマートフォンなどでマイナポータル（右記二次元コード）にログイン。
- 画面の案内に従い、必要事項（引越し日・引越し先・新しい住所など）を入力し申請。
- マイナポータルの申請処理状況が「完了」となっていることを確認。
- ※申請内容不備により再度申請をお願いすることができます。
- 新しい住所に住み始めてから14日以内に、転入先の市区町村の窓口で転入手続きを。行う。

問 税務住民課 住民国保係 ☎ 582-2114



「イコーゼ！」プール利用制限について

プール設備故障のため、しばらくの間プール利用は休止となります。再開については、町ホームページや町LINEなどでお知らせします。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問イコーゼ！ ☎ 582-3129

桑折大かや園 入浴利用再開

男女新風呂のカビ除去洗浄作業のため、2月23日㈰まで入浴利用を休止していますが、2月25日㈫から利用再開しますので、ぜひご利用ください。

■大かや園の利用について

【時 間】 9:00～17:00 (風呂 10:00～16:00)

【休 館】 月曜日、12月28日～1月3日

【入園料】

- 町内在住 60歳以上 150円
- 町内在住 60歳未満 300円
- 町外在住者 400円

※入浴に必要なタオル、石鹼類、飲み物などは各自でご準備ください。

問桑折大かや園 ☎ 582-5155

令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の生活を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円を給付します。

■対象世帯

令和6年12月13日時点で桑折町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

■支給額 1世帯あたり3万円

■給付方法

①過去に住民税非課税世帯等に対する給付金を受給した世帯

▶「支給のお知らせ」を送付します（2月10日に発送済）。
▶前回給付金と同じ口座へ振り込みます。

▶口座変更の場合のみ、同封の申請書を提出してください（提出期限：令和7年2月28日）。

②過去に住民税非課税世帯等に対する給付金を受給していない世帯

▶「支給要件確認書」を送付します（2月17日に発送済み）。対象要件を確認いただき、必要事項を記入の上提出してください（提出期限：令和7年3月31日）。

③未申告の世帯・令和6年1月2日以降転入の世帯

▶担当課までお問い合わせください。非課税世帯であることを確認後、申請書を送付します（提出期限：令和7年3月31日）。

■給付時期

【①の世帯】

3月中旬以降、順次給付します。

【②・③の世帯】

確認書・申請書を受理後、2～3週間程度で振り込みます。

■注意事項

- 住民税が課税されている人に扶養されている世帯は給付金の対象外です。
- 給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合、給付金を返還していただきます。
- 給付金の支給後、修正申告により住民税が課税されるようになった場合、給付金を返還していただきます。
- 基準日（令和6年12月13日）の翌日以降に世帯分離をした場合でも、別世帯として新たな給付金対象にはなることはありません。世帯分離前の世帯主が給付金の受給対象になります。
- 上記以外にも対象外となる場合があります。

問健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

認知症ステップアップ講座

認知症センター養成講座を受講した人で「認知症への理解を深めたい」「センターになったけれど何をしたらいいかわからない」と思っているセンターの皆さん向けの講座です（認知症センター養成講座を受講していない人も参加OKです）。気軽にご参加ください。

■日時 3月14日金 10:00～12:00

■場所 イコーゼ！ 1階 多目的スタジオ

■講座の内容（予定）

- ・認知症の人への対応の仕方（振り返り）
- ・「チームオレンジ」ってどんな活動？
- ・自分たちでできることを考えよう

■講師 チームオレンジチューター 高橋英明さん

■対象者

- ・認知症センター養成講座を受講したことがある人
- ・上記講座を受けていなくても、認知症に関心があり、地域で見守りや支援を行いたいと思っている人

■参加料 無料

■申し込み 下記問い合わせ先へ電話または直接申込みください。

問健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

オレンジカフェもんも

認知症について学び理解を深めるカフェを開催します。情報交換、相談の場としてご参加ください。

■日時

2月27日（土） 10:00～11:30

■場所

イコーゼ！ キッズランニングコース

■内容（予定）

- ①講話 「認知症とともに生きる～薬の使い方～」
保原薬局桑折店 薬剤師 坂本能章さん

②カフェタイム

■対象者

認知症に関心のある人

■参加費

100円（飲み物代）

■その他

「こおり健康ポイント」「チームオレンジこおり」カード対象。



問地域包括支援センター ☎ 582-1188

令和7年度採用 会計年度任用職員募集

雇用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

職種	採用人数	勤務場所	条件・職務内容	給料
パートタイム	2	イコーゼ！	・25m プールを完泳できる人 ※屋内温水プール・屋内遊び場の安全監視、清掃など	【時給】 1,175円～
	2		・司書資格 ・パソコン操作ができる人（Word・Excelなど） ※図書イベントの企画・運営、購入図書の選書など	【日給】 8,941円～
フルタイム	1	遊学館 よも～よ	・パソコン操作ができる人（Word・Excelなど） ※図書の貸出・返却受付、購入図書の選書など	【日給】 8,227円～
	1		・パソコン操作ができる人（Word・Excelなど） ※施設管理、事業の企画・運営を行います	【月給】 201,700円～
パートタイム	1	旧伊達郡役所	・パソコン操作ができる人（Word・Excelなど） ※歴史案内人の管理・調整を行います	【日給】 8,227円～

■提出書類

- （1）履歴書（任意様式）
 - （2）資格を有することを証する書類（該当者のみ）
- 受付期限 3月5日（水）まで（郵送可・当日消印有効）

★各職種の勤務時間や福利厚生、試験内容などの詳細は、町ホームページ（右記二次元コード）をご確認ください。

■提出・問い合わせ先

桑折町教育委員会 教育文化課 生涯学習係
〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
☎ 582-2403



初午行事・団員募集

初午行事のための打鐘を行います

■日時 3月9日(日) 7:30

■打鐘信号 ● ●-●-●(1点3点)

※当日は、消防団による消火栓の点検などにより赤水が出る場合があります。細心の注意を払って作業しますので、ご了承願います。



町消防団第1分団の部を統合します

町消防団では、団員数減少による地域の消防力低下を防ぐため、第1分団のうち第2部（上成田地区）と第3部（下成田地区）を統合することについて、かねてより地元町内会を含めて検討してきました。

その結果、令和7年4月から部を統合し、新たに「第1分団第2部（成田地区）」として活動することに決定しました。

今後も安心して暮らせるまちづくりのため、消防防災活動に一層取り組むとともに、団員の負担軽減にも配慮し、活動しやすい運営を進めていきます。

変更前	第1分団第1部	第1分団第2部	第1分団第3部	第1分団第4部	第2分団第1部	～	第4分団第4部
						～	

変更後（4月から）	第1分団第1部	第1分団第2部	第1分団第3部	第2分団第1部	～	第4分団第4部
					～	

統合 部名繰り上げ

消防団員を募集しています

町内に在住・在勤の18歳以上で、心身ともに健康な人なら、どなたでも入団できます。

「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づいて、ともに活動できる団員を募集しています。

問生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2123



伊達地方消防組合からのお知らせ

春季火災予防運動を実施します

3月1日㈯から7日㈮までの間、春の火災予防運動を実施します。この運動は、住民の皆さんに防火意識を高めていただき、火災や死傷者の発生を防ぐとともに、貴重な財産を守ることを目的としています。

伊達地方消防組合管内における昨年の火災発生件数は、34件と減少傾向にある一方で、火災による死者が5人発生しています。火災の早期発見と逃げ遅りによる死傷者の発生を防ぐためにも、住宅用火災警報器を設置し、日ごろから点検を行いましょう。

また、春は行楽シーズンを迎え、山に入る人が増加することや農作業のため枯草焼きなどが行われることに伴い、火の不始末や火の粉が山林に飛び火することによる火災が増える傾向にあります。空気が乾燥する季節が続きますので、火の取り扱いには十分ご注意ください。

問伊達地方消防組合 消防本部 予防課

☎ 575-0181



自分の農地を有害鳥獣から守りましょう！

町では、電気柵、ワイヤーメッシュ柵などを設置する人に対し、その経費の一部を補助しています。また、カラスの被害が多かったことから、鳥被害を防ぐ資材代補助を追加します。補助を受ける場合は、電気柵などを設置する前に申請が必要です。詳しくは、下記まで問い合わせください。

■対象者 町内の農地を所有または耕作している町民

■補助対象経費 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、鳥網設置に要する資材代

■補助金額 購入経費の4分の3以内の額（上限120,000円）



■補助の制限 事業の補助を受ける人は、同一年度内において1回限りです。

問産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126



山菜類（野生）の出荷制限

町で採取された「こしあぶら、たけのこ、たらのめ、ふきのとう、こごみ」は、放射性物質の影響により、販売、譲渡、加工食品の原料など、出荷が制限されていますのでご注意ください。

また、上記以外の野生山菜類を出荷する際は、県のモニタリング検査が必要な場合があります。出荷前に、下記まで問い合わせください。

問県北農林事務所 森林林業部

林業課 ☎ 521-2632



4/1
から

精神障害者保健福祉手帳による JR 運賃割引が開始されます

■運賃割引開始日 4月1日火～

※詳細は、県ホームページ（右記二次元コード）をご確認ください。



■適用条件

- ①手帳が有効期限内であること
- ②手帳に顔写真が貼ってあること
- ③手帳に旅客運賃減額（第一種又は第二種）の記載があること



※第一種は手帳の等級が1級、第二種は2級・3級
★割引制度の利用を希望する人で、お持ちの手帳に顔写真の貼付がない人、旅客運賃減額割引区分の記載を希望する人は、健康福祉課（4番窓口）で手続きをしてください（手続きは3月3日㈪から受け付けます）。

問健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

令和8年歌会始 詠進歌のお題は「明（めい）」

宮内庁より令和8年の歌会始のお題および詠進歌の詠進要領が発表されました。

■お題「明（めい）」

歌に詠む場合は「明」の文字が詠み込まれていればよく、「鮮明」「文明」「明星」などの熟語にしても、「明るい」のように訓読しても差し支えありません。

■詠進要領 お題を詠んだ自作の短歌で、一人一首、未発表のもの。

■書式

- ・習字用の半紙を横長に使い、縦書き
- ・半紙の右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別、職業（なるべく具体的に）
- ・すべて毛筆での自署
- ・病気や障がいで毛筆自署不可能な場合は、代筆（黒墨）や本人によるワープロやパソコン使用の印字も可（代筆や印字の理由、代筆者の住所氏名を記載した別紙を添付）
- ・視覚障害の人は、点字での詠進も可

■応募締切 9月30日（当日消印有効）



■あて先 ☎ 100-8111 宮内庁

※封筒に「詠進歌」と書き添える

※半紙を折って封入可

■問い合わせ 9月20日までに宮内庁式部職あてに郵送し、宛先記入・切手貼付済の返信用封筒を同封してください。

公益社団法人福島県バス協会共催

福島県内バス無料デー

県では、バス利用促進に加え、物価高騰により外出を控えていた県民のまちなかへの周遊を促進し、地域経済の活性化を図るため、県内路線バスを対象に「福島県内バス無料デー」を実施します（詳細は、下記二次元コードをご確認ください）。

■実施日

【第1回】2月27日火

【第2回】3月8日土



■運賃無料化対象路線（桑折町に関係する対象路線）

- ・桑折線（福島駅東口 ⇄ 桑折駅前）
- ・藤田線（福島駅東口 ⇄ 桑折駅入り口経由、藤田駅前）

■「福島県内バス無料デー」当日のバスの乗り方

- ・どなたでも、何度でも利用可能（2日間乗り放題）。
- ・乗車時整理券を受け取り、ICカードやクレジットカードはタッチせず、そのまま乗車してください。降車時もICカードやクレジットカードはタッチせず、整理券のみ運賃箱に投入してください。

町内でのバス利用の例

①福島駅への通勤・通学

- 7:22 発 桑折本町バス停（平日）
7:26 着 桑折駅前バス停（平日）
7:42 発 JR 桑折駅 上り電車 ※別途電車賃
8:00 着 JR 福島駅



②町内での買い物

- 12:11 発 桑折本町バス停（土日・祝日）
12:14 着 桑折駅入り口バス停（土日・祝日）
▼ 町内で買い物など
14:37 発 桑折駅入り口バス停（土日・祝日）
14:40 着 桑折本町バス停（土日・祝日）
※バス停の時刻表や乗車予定のバスの現在地などは、福島交通ホームページから確認できます。



問福島県 生活交通課 ☎ 521-7177

町生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

健康研修会

薬との上手なつきあいかた

健康づくりについての研修会を開催します。自分自身の健康について皆さんで楽しく学びましょう。

■日時 3月25日火 13:30～14:30

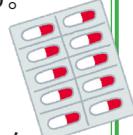
■場所 イコーゼ！ 多目的スタジオ

■内容 講話「薬との上手なつきあいかた」

■講師 保原薬局桑折店 薬剤師 坂本能章さん

■申込方法 参加希望者は3月19日㈫までに、下記へ電話で申し込みください。

問健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133



パブリックコメント実施

桑折町第三次健康増進計画(案)

町では、令和7年度から令和18年度を計画期間とする第三次健康こおり21「活き生きこおり健康プラン」の策定を進めています。この度、アンケート調査や関係団体・有識者などで構成する策定委員会を重ね計画素案を取りまとめましたので、町民の皆さんからご意見を募集します。

■対象者

町民／町内在勤・通学者／町内に事業所を有している個人・法人・その他団体など

■素案閲覧場所(閲覧期間 2月25日㈫～3月10日㈪)

役場1階 町民ロビー・健康福祉課窓口 / やすらぎ園 / イコーゼ！／町ホームページ（右記二次元コード）

■意見提出方法

意見提出様式にご意見を記入の上、郵送、ファックス、メールで送付するか、直接持参してください。

※意見提出様式は、閲覧場所に備え付けています（町ホームページからもダウンロード可能）。

問い合わせ先

【桑折町第三次健康増進計画（案）】健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133
【桑折町第二次地域福祉計画（案）】健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

桑折町第二次地域福祉計画(案)

町では、令和7年度から令和11年度を計画期間とする桑折町第二次地域福祉計画の策定を進めています。この度、アンケート調査や関係団体・有識者などで構成する策定委員会を重ね計画素案を取りまとめましたので、町民の皆さんからご意見を募集します。

■提出先

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
桑折町役場 健康福祉課

✉ kenko@town.koori.fukushima.jp



■提出期限

3月10日㈪まで（必着）

■意見への対応

提出されたご意見などは、内容を整理し、町の回答とともに、後日町ホームページで公表します（個人情報は除く）。

児童手当の申請
忘れていませんか？

令和6年10月に児童手当が改正され、支給対象が高校生までとなるなどの変更がありました。すでに申請している人は12月から支給を開始しています。申請が必要な人まだお済みでない人は、3月までに申請すれば10月分から遡って受給することができますので、健康福祉課にて手続きをお願いします。

■申請が必要な人

- ①高校生年代の児童のみを養育している人
- ②所得の上限超過により受給していない人
- ③養育している大学生年代のお子さんをカウントする

ことで第3子となる児童がいる人

※詳しい改正の内容や手続き方法は、町ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。

問健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133



高齢者向け講座

健康安全運転教室

シニアドライバーが安心して車に乗るために知識を学びます。実際に「衝突被害軽減ブレーキ機能」の体験や安全運転のための体力測定も実施します。安全運転意識を高めましょう！



■日時 3月21日金 13:30～15:30

■場所 役場 町民ロビー・大会議室・駐車場

■内容（予定）

- ①安全運転のためのポイントや知識
- ②体力測定と安全運転体操
- ③衝突被害軽減ブレーキ体験
(ドライバーに同乗での体験)

■対象者 町内在住のおおむね60歳以上の人

（自分で安全に運転することができる年代の人またはそのご家族）

■定員 20人

■参加費 無料

■申し込み 下記または生活環境課 危機管理係（☎582-2123）へ電話または直接申し込みください。

※定員となり次第しめさりますが、当日会場での傍聴は可能です。

問健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

令和6年度採用 会計年度任用職員募集

雇用期間 採用日～令和7年3月31日

職種	採用人数	勤務場所	資格・条件	給料
フルタイム 保健師（※1）	1	役場	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の資格を有する者 ・パソコン操作ができる者（Word、Excelなど） ・普通自動車運転免許を有する者（AT限定も可） <p>（※1）他の資格を有する場合や資格を有しない場合は、相談に応じますので、問い合わせください。</p>	【月給】 188,000円～

■提出書類

- 履歴書（任意様式）
- 資格を有することを証する書類（該当者のみ）

■受付期間 随時受け付けします（採用者が決定した時点
で受付終了）

★各職種の勤務時間や福利厚生、試験内容などの詳細は、町ホームページ（右記二次元コード）をご確認ください。



多発しています！

水道管の凍結・破裂に注意しましょう

冬場に気温が氷点下になると、水道管や蛇口、水道メーターが凍結し水が出なくなり、破裂して水漏れが発生することがありますので、事前に凍結防止対策をお願いします。水道管や蛇口が破損したときは、メーターボックス内のバルブで水を止め、町指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。



凍結を予防するには

凍結を防ぐには、屋外などのむき出しになっている水道管や蛇口に使わなくなった古い毛布などの保温材を当て、その上からビニールテープを巻き間なく巻きます。また、メーターBOXの中には、発泡スチロールなどの保温材を水道メーターの周りに詰めると効果的です。

凍結してしまったら

それでも水道管や蛇口が凍結した時は、凍ってしまった場所にタオルなどを巻き付けて 40℃くらいのぬるま湯をかけてゆっくり溶かします。



※直接熱湯をかけると、急激な温度変化で水道管が破裂する場合がありますので、注意してください。

水道メーター検針ができないときは翌月

精算します

積雪により毎月の検針作業ができない場合があります。その時は、前年同月と同じ使用水量で請求させていただき、過不足分は翌月の検針で精算します。

いつもより使用水量が多いかも…？

▶そんな時は、自分でできる漏水調査を！

漏水は自分で簡単に確認することができます。家にある蛇口を全て閉めて、水道メーターのパイロットをじっと見てみてください。このときにパイロットが少しでも回っていると、どこかで漏水していますので、町指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。



パイロット



工事事業者一覧

被害が多発すると、作業まで日数を要する場合があります。被害を出さないためにも、事前の水道管の凍結・破裂防止対策へご協力をお願いします。



検針にご協力をお願いします

正確な水道メーター検針をするために、メーターBOXの上に物を置いたり、雪を積んだりしないでください。また、ペットはメーターBOXから離れた場所で飼うようにご協力をお願いします。

問建設水道課 上下水道係

☎ 582-1100